

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	農業経済課	検索番号	1 - 23
法令名	農業協同組合法			根拠条項	70の3-3
許認可等	出資農協の新設分割の認可				
(根拠規定)					
農業協同組合法第70条の3第3項					
新設分割は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
・農業協同組合法第70条の3第1項					
出資組合は、前条の分割(以下「新設分割」という。)をするには、新設分割計画を作成して、総会の決議により、その承認を受けなければならない。					
(許認可等の基準)					
農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針					
・審査要領					
組合の新設分割に関し、法第70条の3第3項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、新設分割が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。					
基本的事項					
ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。					
イ 新設分割後、新設分割設立組合及び新設分割組合の双方において、それぞれが行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。					
ウ 新設分割組合に不良資産のみを残存させるなど、新設分割組合の組合員であって新設分割設立組合の組合員となることができない者の利益が不当に害されるおそれがないか。					
エ 新設分割により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。					
形式的事項					
ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。					
イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。					
ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。					
エ 決定手続は法第70条の3第1項、同条第5項において準用する法第46条等に照らし適法になされているか。					
オ 新設分割計画は、法第70条の3第2項に規定する内容となっているか。					
カ 法第70条の3第5項において準用する法第66条等に規定する手続が適正になされているか。					
キ 新設分割設立組合が新設分割組合から承継する事業に信用事業又は共済事業は含まれていないか。					
ク 新設分割組合から新設分割設立組合への権利義務の承継が適正になされているか。					
ケ 法第70条の3第5項において準用する法第65条の3に基づく手続が行われているか。					
コ 法第70条の6第1項の規定による労働者との協議がなされ、また、同条第2項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(平成12年法律第103号。以下「準用労働承継法」という。)第2条第1項の規定による労働者への通知等、準用労働承継法に基づく手続が適正に行われているか。					
定款の内容に関する事項					
ア 目的、事業等の基本事項は、法第1条、第7条、第10条等に照らし適正か。					
イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					
ウ 組合員に関する規定は、法第12条の範囲となっているか。					
エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。					
オ 役員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。					
カ 総会に関する規定は、法第43条の2、第43条の4、第43条の5、第43条の6、第44条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。					
キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。					

(その他)

添付書類（農業協同組合法施行細則第13条の2第1項）

設立委員は、法第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、総会の決議に基づき新設分割する場合にあつては第10号から第12号までの書類を、理事会又は経営管理委員会の決議に基づき新設分割する場合にあつては第11号及び第12号の書類を除くものとする。

- (1) 新設分割設立組合の定款
 - (2) 事業計画書
 - (3) 新設分割理由書及び経過報告書
 - (4) 設立委員の資格証明書
 - (5) 設立委員会議事録謄本
 - (6) 役員の実歴の概要を記載した書面
 - (7) 総会（総代会）の議事録謄本（総会の決議を経ないで新設分割を行う場合は、理事会又は経営管理委員会の議事録謄本）
 - (8) 新設分割計画書
 - (9) 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合にあつては、組織変更計画書
 - (10) 法第70条の4第1項に規定する場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面及び同条第4項の通知が行われていない旨を証する書面
 - (11) 総代会において新設分割の決議があつた場合は、法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
 - (12) 法第70条の3第5項において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく総会の招集があつた場合は、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録謄本
 - (13) 新設分割組合の貸借対照表及び損益計算書
 - (14) 法第70条の3第5項において準用する法第49条第2項及び法第50条第2項の規定による手続を経た旨を証する監事の証明書
（同第13条の2第2項）
- 出資1口金額を増加する場合は、前項に掲げる書類のほか、該当組合の組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。
（同第13条の2第3項）
- 出資最低持口数を増加する場合は、第1項に掲げる書類のほか、該当組合の出資口数が最低持口数に足りない組合員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。
（同第13条の2第4項）
- 組合員たる資格を変更する場合で当該変更によつて組合員たる資格を喪失する組合員があるときは、第1項に掲げる書類のほか、該当組合の組合員たる資格を喪失する組合員全員の同意があつた旨の証明書を添えなければならない。